



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://site.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者各位

令和4年8月29日(月)

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

課長 菅原 武

課長補佐 熊谷 昭彦

(電話番号) 022-299-8839

令和4年度「全国労働衛生週間」を実施します

スローガン「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

宮城労働局（局長 小林 健）は、下記により、令和4年度（第73回）「全国労働衛生週間」を実施します。

本週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に昭和25年から毎年実施しており、今年で73回目になります。

また、準備期間の9月は、併せて「職場の健康診断実施強化月間」となっており、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施や健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施等について、改めて徹底するための集中的・重点的な指導を行うこととしています。

記

1 期 間 10月1日から10月7日まで

（準備期間 9月1日から9月30日まで）

2 主 唱 者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

3 実施事項

別添「令和4年度全国労働衛生週間実施要項」のほか、別紙事項を重点として、関係団体等と連携して取り組みます。



1 「SafeworK 向上宣言」の登録促進等（資料 2、3）

「SafeworK 向上宣言」は、当局及び関係団体とで実施する、健康で安全に働くことができる職場環境づくりなどに向けた事業主等の意思を企業内外に表明する取組です。登録事業場は宮城労働局ホームページ等に掲載しており、現在、393 事業場（8 月 26 日時点）に登録いただいています。

安全衛生対策を効果的に実施していく上で、経営トップによる所信表明は非常に重要であることから、引き続き、事業場に対して宣言及び登録を働きかけることとしています。

また、労働災害が増加している「小売業」及び「介護施設」を対象とした新たな協議会「宮城県小売業 SafeworK 推進協議会」及び「宮城県介護施設 SafeworK 推進協議会」を設置し、第 1 回の会議を開催することとしています。なお、本協議会は、安全衛生に対する機運の醸成を図ること等を目的として厚生労働省が組織する「従業員の幸せのための S A F E コンソーシアム」の地方協議会です。

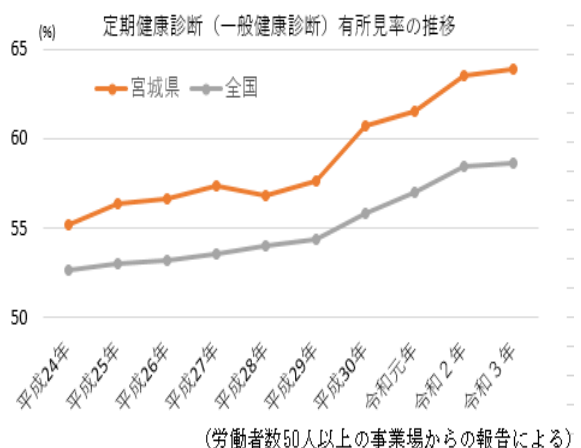
2 陸上貨物運送事業労働災害防止キャンペーンの実施

陸上貨物運送事業は、労働災害による休業 4 日以上之死傷者数の 1 割以上を占め、また、荷役作業中に発生するものが多いことから、関係団体とともに運送事業者や荷主等事業者に向けた周知啓発を行います。

本キャンペーンは昨年 12 月に初めて実施しましたが、事故の型別で腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」の占める割合が高いことから、今年度は全国労働衛生週間に合わせて実施します。

3 健康診断及び事後措置の実施のための集中的・重点的指導の実施

一般健康診断実施結果の有所見率は増加傾向にあり、9 月の「職場の健康診断実施強化月間」においては、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置の実施等について徹底するため、各労働基準監督において、集中的・重点的な指導を行います。



4 治療と仕事の両立支援等の促進

地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、宮城県における関係者のネットワークを構築し、両立支援の取組の連携を図ることを目的とする「宮城県地域両立支援推進チーム」、及び長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援事業を円滑に実施するため、がん等の診療連携拠点病院などの関係機関で構成する「長期療養者就職支援事業担当者連絡協議会」の会議を開催します。

5 職場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止（資料4）

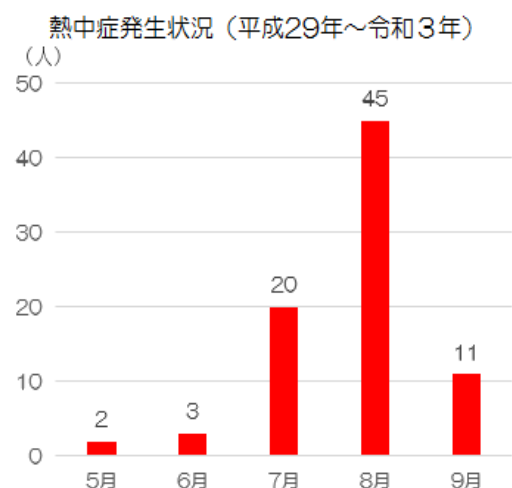
県内の新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上之死傷者数は、令和3年は347人（全体の11.4%）でしたが、令和4年は7月末までの速報値で499名（全体の27.3%）と大幅に増加しています。

引き続き、宮城労働局及び各労働基準監督署が、若い世代のワクチン接種促進を含め、事業場における感染防止対策の取組状況の確認及び指導を行います。

6 職場の熱中症予防（資料5）

5月から9月まで「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を実施しています。

県内の過去5年間の熱中症による休業4日以上労働災害の発生状況を見ると、7月と8月に集中していますが、平成30年と令和2年に発生した死亡災害は9月に発生していることから、8月以降においても周知啓発を継続します。



7 安全衛生管理優良事業場等の表彰

建設業無災害内規に基づく厚生労働省労働基準局長による表彰の表彰状伝達式を開催します。

【添付資料】

資料1 リーフレット「第73回全国労働衛生週間」

資料2 リーフレット「SafaworK 向上宣言」

資料3 「+Safe（SAFE）協議会」

資料4 リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」

資料5 リーフレット「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」

（参考） 令和4年労働災害発生状況（令和4年8月9日作成）

事業者の皆さまへ

第73回 全国労働衛生週間

2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金）〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

**あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場**

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に際したリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

「Safework 向上宣言」

宮城労働局ホームページに掲載します



宣言の例

宣言日 令和 年 月 日

Safework
ゼロ災 MIYAGI

事業場名 労働サービス株式会社
代表者職氏名 (自署で署名しましょう)
代表取締役 衛生次郎

Safework 向上宣言
すべての社員及び取引先の皆様が健康で安全に働ける職場づくりに取り組みます。

【実施事項】

- 1 安全衛生年間計画を作成して、計画的に安全衛生活動を行います。
- 2 安全衛生委員会等で十分に検討し、社員の声を反映した対策を実施します。議事録は速やかに周知します。
- 3 人材育成のため、資格取得、世帯実習や経験に応じ、能力向上も含めた社員教育を積極的に行います。
- 4 4S（整理、整頓、清掃、清潔）を徹底し、転倒災害を防止します。

宮城県労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

● 詳しくは宮城労働局ホームページで

セーフワーク向上宣言

検索



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話 022 - 299 - 8839）
仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地 仙台第 4 合同庁舎 8 階

「Safework 向上宣言」は、以下の機関が運営しています。

宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

宣言日 令和 年 月 日



事業場名

代表者職氏名

(自筆で署名しましょう)

SafeworkK 向上宣言

宮城労働局・労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「SafeworkK 向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。

+ Safe (SAFE) 協議会

SAFEコンソーシアム（全業種）

本省

加盟団体が連携し、表彰（SAFEアワード）や広報活動の実施を通じて、目標達成のための国民運動を推進

- ・ 協議会構成員の参加
- ・ アワードへの応募

管内のトップ企業

+ Safe (SAFE) 地方協議会（小売・介護施設）

労働局

管内企業と業界関係者（職場を巡るあらゆるステークホルダーを対象）を構成員とし、意見交換や広報活動等の取組を実施

複数店舗を経営する

中規模程度の企業

+ Safe (SAFE) 育成支援（小売・介護施設）

労働局

都道府県労働局が個別に企業の課題発掘・取組実施を支援

その他の企業

※コンソーシアムに参加することも考えられる

その他労働局・監督署における実施事項（継続）

労働局

監督署

- ・ 店舗密集型施設における周知啓発
- ・ 関連団体・機関との連携による効果的な周知啓発
- ・ 転倒災害を発生させた事業場に対する自主点検の実施要請

支援を通じて協議会構成員への追加を目指す

【ご参考】SAFEコンソーシアム（全国）

Safer Action For Employees（SAFE）を旗印に

「従業員の幸せのための安全アクション（SAFE）コンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のため取り組む



● 構成

SAFE推進幹事会

- ・厚生労働省
- ・関係省庁
- ・労使団体

SAFE推進アドバイザー

- ・労働安全衛生の専門家（資格者）
- ・労災防止ソリューション団体

一般企業・団体メンバー

アンバサダー



従業員・個人メンバー

地方協議会構成員メンバー (小売・介護施設)

6月20日 コンソーシアムの[ウェブサイト](#)を開設

● 目標

- 労働災害を自分ごととしてとらえ、解決策を考えていく機運の醸成
- 顧客だけでなく、従業員の安全第一のための取組をステークホルダー全員で推進する

● 取組

- ① 労働災害問題の協議・周知（シンポジウム）
- ② 好取組事例の共有、コンソーシアム事務局主催イベント等によるマッチングによる新たな取組の創出
- ③ 優良事例の表彰、コンソーシアム内外への発信（SAFEアワード）
- ④ 参画メンバーの地位向上（ロゴマーク、バナー等）

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す**～取組の5つのポイント～**が実施できているか確認しましょう。
- **～取組の5つのポイント～**は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
☐	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
☐	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
☐	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
☐	休憩所、更衣室などの‘場の切り替わり’や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
☐	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

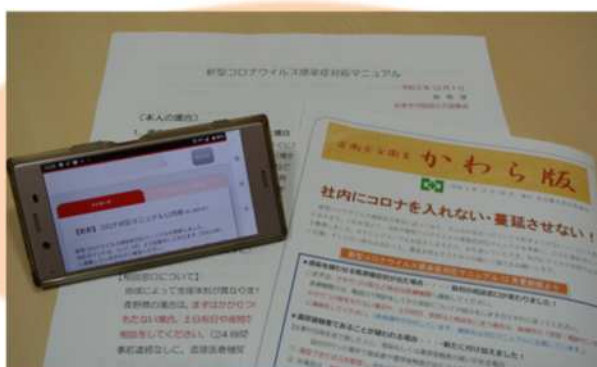
リーフレットは
厚生労働省ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
 - ②濃厚接触者の把握
 - ③消毒
 - ④関係先への通知など



体調確認アプリの活用（その他の事業）



- 従業員が日々の体温等の体調を入力し、管理者が入力状況を確認できるアプリを活用して、体調に異常のある者に対して在宅勤務やかかりつけ医への電話相談等の対応を促している。

※本事例では、長崎県健康管理チャットサービス（N-CHAT）を使用

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

○ 密とならない工夫

ITを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

ITを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

昼休みの時差取得（製造業）

区分	就業時間	休憩時間	労働時間
1 直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00	8.0Hr
		② 11:30 ~ 12:30	
2 直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00	8.0Hr
		② 20:30 ~ 21:30	

※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。

- 休憩時間の3密回避のため、労使協議の上、休憩時間帯を2つに分けることとした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）

(((感染症防止5)))

- ・ 手洗い うがい 確実に！
- ・ 十分とろろ 睡眠は！
- ・ 毎朝検温 忘れずに！
- ・ 人混み避けよう！マスクせよ！
- ・ 必ず換気 休憩所！

Phòng chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- ・ Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- ・ Có đủ giấc ngủ!
- ・ Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- ・ Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
- ・ Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COOCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・就労時、屋内に入るときや会話をすると共に、症状がなくマスクの着用を求めている。	はい・いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
＜学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター＞

0120-60-3999

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



労働災害防止キャラクター チューイーカン吉

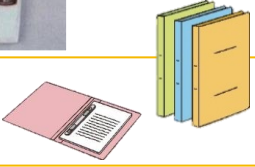
事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

☐	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。	
☐	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。	
☐	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。 また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。	
☐	服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。	
☐	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょう。	
☐	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。	
☐	発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。	

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

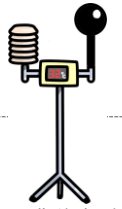


キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ WBGT値の把握

JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

☐ WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
☐ 通気性の良い服装等		
☐ 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
☐ 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後や夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
☐ 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
☐ ブレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
☐ 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
☐ 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりとるようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
☐ 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

☐ WBGT値の 低減対策 は実施されているか
☐ WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
☐ 各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
☐ 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
☐ 作業の 中止や中断 をさせなくてよい



□ 異常時の措置

- ～少しでも異変を感じたら～
- ・ いったん作業を離れ、休憩する
 - ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
 - ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



令和4年労働災害発生状況

令和4年8月9日 作成

宮城労働局

業 種 別	年 別		令和元年全期		令和2年全期		令和3年全期		令和3年 1月～7月		令和4年 1月～7月		前年同月増減	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率
全産業	2432	17	2407	15	3038	15	1529	6	1831	8	302	19.8%	2	33.3%
製 造 業	465	1	464	5	543	1	248	1	259	2	11	4.4%	1	100.0%
食 料 品 製 造 業	223		194	2	257	1	105	1	127		22	21.0%	-1	-100.0%
水産食料品製造業	78		72	2	86	1	44	1	47		3	6.8%	-1	-100.0%
その他	145		122		171		61		80		19	31.1%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	5		5		9		7		4		-3	-42.9%		
木材・木製品製造業	22		14		7		3		12	1	9	300.0%	1	
家具・装備品製造業	5				2		1		2		1	100.0%		
パルプ・紙・紙加工品製造業	5		5		8		3		5		2	66.7%		
印刷・製本業	4		10		10		7		2		-5	-71.4%		
化学工業	16		28		23		12		2		-10	-83.3%		
窯業土石製品製造業	21		25		21		13		12		-1	-7.7%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業	12	1	13	1	12		4		2		-2	-50.0%		
金属製品製造業	41		47		49		20		16		-4	-20.0%		
一般機械器具製造業	15		18		22		11		10		-1	-9.1%		
電気機械器具製造業	27		19	2	38		15		19		4	26.7%		
輸送用機械等製造業	26		27		27		12		16		4	33.3%		
造船業	11		15		7		3		8		5	166.7%		
その他	15		12		20		9		8		-1	-11.1%		
電気・ガス・水道業	6		7		9		2		4		2	100.0%		
その他の製造業	37		52		49		33		26	1	-7	-21.2%	1	
鉱 業	4		3		7	1	2		5		3	150.0%		
土石採取業	4		3		6	1	2		5		3	150.0%		
その他					1									
建 設 業	352	7	283	3	342	5	161	3	182	3	21	13.0%		
土木工事業	111	4	94	1	112	3	60	2	54	2	-6	-10.0%		
建築工事業	191	3	156	2	172	2	77	1	90	1	13	16.9%		
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	48	1	46	2	58	1	31	1	26		-5	-16.1%	-1	-100.0%
木造家屋建築工事業	80	2	59		67		30		35		5	16.7%		
建築設備工事業	19		19		23	1	10		9		-1	-10.0%		
その他の建築工事業	44		32		24		6		20	1	14	233.3%	1	
その他の建設業	50		33		58		24		38		14	58.3%		
運輸交通業	386	2	338	2	431	3	244	1	201	2	-43	-17.6%	1	100.0%
鉄道・軌道・水運・航空業	4		4		8		4		2		-2	-50.0%		
道路旅客運送業	43		29		49		23		24		1	4.3%		
道路貨物運送業	338	2	305	2	373	3	217	1	171	2	-46	-21.2%	1	100.0%
その他の運輸交通業	1				1				4		4			
貨物取扱業	21		16		50	1	9		10		1	11.1%		
陸上貨物取扱業	11		12		42	1	4		8		4	100.0%		
港湾運送業	10		4		8		5		2		-3	-60.0%		
農 業	19	1	18	1	27		14		9		-5	-35.7%		
林 業	26	1	31	2	33		17		9		-8	-47.1%		
畜産・水産業	26		25		22		15		22		7	46.7%		
商 業	436		413	1	504	3	245	1	274		29	11.8%	-1	-100.0%
卸売業、小売業	395		363	1	422	3	208	1	235		27	13.0%	-1	-100.0%
その他	41		50		82		37		39		2	5.4%		
金融・広告業	25		24		29		11		10		-1	-9.1%		
映画・演劇業	1		1		3		3		1		-2	-66.7%		
通 信 業	42	1	40		31		18		19		1	5.6%		
教育・研究業	23		35		54		23		36		13	56.5%		
保健衛生業	242		306		470	1	245		521		276	112.7%		
接客娯楽業	161		144		163		72		97		25	34.7%		
旅館業	28		31		26		10		23		13	130.0%		
ゴルフ場	11		9		7		3		10		7	233.3%		
その他	122		104		130		59		64		5	8.5%		
清掃・と畜業	102	1	119	1	135		70		75		5	7.1%		
ビルメンテナンス業	41		68		69		32		39		7	21.9%		
廃棄物処理業	54	1	42	1	52		31		32		1	3.2%		
その他	7		9		14		7		4		-3	-42.9%		
官公署	1		6		5		4		3		-1	-25.0%		
その他の事業	100	3	141		189		128		98	1	-30	-23.4%	1	
警備業	23	2	34		45		25		49		24	96.0%		
その他	77	1	107		144		103		49	1	-54	-52.4%	1	
陸上貨物運送業	349	2	317	2	415	4	221	1	179	2	-42	-19.0%	1	100.0%
第三次産業	1133	5	1229	2	1583	4	819	1	1134	1	315	38.5%		
小売業	324		299		351	3	167	1	188		21	12.6%	-1	-100.0%
飲食店	92		82		103		45		52		7	15.6%		
社会福祉施設	208		232		359	1	194		308		114	58.8%		

- 死傷件数は令和4年7月末日までに発生した災害について8月8日までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。
- 死亡件数については、前月末までに把握したもの（速報）により計上しております。
- 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
- 第三次産業は、商業・金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。